

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県		
計画期間 実施期間	21年4月～25年3月 21年4月～23年3月	総事業費(交付金)	491,670千円(245,835千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		新規需要米の作付けにより、休耕田や放棄地の発生を抑制する事ができる。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		新規需要米の作付けにより、転作目標の達成に貢献する事ができる。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		栃木県内農協、及び全農栃木の協力による生産製造連携計画に基づき推進している。
事業の推進体制は確立されているか		全農栃木が主体となって新規需要米の集荷を進めており、波里において販売・経営基盤の整った販売事業者を確保している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		新規需要米の作付けにより、日本国の重要課題である食糧自給率の向上に直接的に貢献できる。
計画期間・実施期間は適切か		初年度より500トンの新規需要を創造すると共に、計画期間中の安定的増産を見込む事ができる。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		要望額は費用対効果において適正な範囲に収まると共に、計画期間後も新規需要米の使用を見込む事ができる。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		既存の米粉製造設備とは別に、新規需要米の処理能力増強を図り、生産調整・自給率向上に貢献する設備になっている。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		既存の建屋内に設置するが、設備は新規導入する事になっている。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		償却年数は10年になっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		弁済米等使用で一定の販売実績があり、経営基盤の整った販売事業者も確保されている。

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		適切な手法により費用対効果の検証が行われている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		適切な手法により算定結果が1.0以上である事を確認している。
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		新規需要米を使用した米粉の製造事業、および生産者、製粉事業者、販売事業者ともに、要綱に合致する事を確認している。
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		民間事業者への交付であるが、原料米の購入、製粉、販売等について帳簿等の書類を整備して確認できるようになっている。
	施設等の利活用の見直し等は適正か		新規需要米の製造に適した設備、環境。
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	左記は対象外
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか		県内、および近隣の同様設備を勘案しても、供給量が過大になる事はない規模であると考えられる。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	左記は対象外
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		設置予定地に置いて、対象事業に関連する長年の経営実績がある。
	事業費積算等は適正か		生産目標に対して適切な設備を比較選定している。
	過大な積算としていないか		生産能力の設定、設備の選定、金額の検証が適正に行われている。
	建設・整備コストの低減に努めているか		見積金額の検証、相見積との比較検討を十分に行っている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		附帯設備は必要最小限にとどめてあり、稼働に必要な設備のみになっている。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		備品は必要最小限にとどめてあり、稼働に必要な備品のみになっている。
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		栃木県内の農業従事者、各農協からのアクセスに適しており、既存建屋を使用できるため、コスト低減にも適している。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		既存建屋、敷地を使用するため確保はできている。
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		生産製造連携計画により、原料の仕入れ、製品の販売先が確認されており、資金調達計画も適正に進展している。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		生産製造連携計画により、原料の仕入れ、製品の販売事業者が確認されている。
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		製品の販売事業者は経営基盤が整っており、代金回収により十分な運転資金が確保できる。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	左記は対象外
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	左記は対象外

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。